

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定の辞退がありました。

平成二十四年十一月九日

病院

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類	辞退年月日
町立五條病院	吉野郡大淀町下湊三 五三番地の一	脳神経外科に関する医 療	平成二十四 年十一月一 日